救護所に関する協定書

一般社団法人京都府医師会（以下「甲」という）と 　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は 　　　　　　　　　　　　　　　 （以下「本大会」という）において乙が設置する医療救護所（以下「本救護所」という）への医師の配置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　　的）

第 1 条 この協定は、本大会の安全かつ円滑な開催に資するため、本大会に出場する選手、役員、その他の関係者であって、事故又は急病のため救護を必要とする者（但し、観客は除く）のために乙が設営し運営する本救護所に対し、甲が救護医師を配置して、乙の救護業務に協力することについての詳細を定めることを目的とする。

（協力要請及び配置）

第2条 前条の目的達成のため、乙は甲に対し本大会開催期間中、本救護所に救護医師の配置を要請するものとし、これに応じて甲は乙からそれぞれ指定された日時・場所に出務する救護医師を配置するものとする。

（指示命令）

第 3 条 前条により本救護所に配置された救護医師は、本救護所の運営に関しては乙の担当者の指示に従うものとする。ただし、救護実際に関しては自らの知識経験によりこれを行うものとする。

（救護業務）

第４条 救護所での医療行為は応急処置・救命処置のみとする。

（報　　酬）

第５条 乙は、救護に出務した医師に対し、次の取り決めによる報酬を支払う。

医師 １人（１日）当たり 　　　　　　　　円

（救護用品）

第６条 第２条により配置された救護医師は、本救護所において乙が準備した物品を使用することができる。ただし、別の取り決めにより、甲が準備した物品を使用することができる。

（実費負担）

第７条　甲が準備した物品を使用した場合については乙が実費分を負担することとし、負担額の支払いについては、乙は甲から請求を受け次第、直ちに甲に支払うものとする。

（医療事故）

第８条 救護医師が傷病者本人またはその親族等から医療事故として損害賠償請求を受け、調停を申し立てられ、その他訴訟等を提訴されたときは、乙は本救護所の運営及び運営管理者として責任を負うものとし、これらの請求に対処する他、 訴訟参加などによって全面的に協力するものとする。

2 前項の場合、救護医師が損害賠償責任を負うこととなる時は、救護医師に故意又は重大な過失がある時を除き、乙が賠償責任を負担するものとし、かつ救護医師に求償を求めないものとする。

3 本条の場合、乙は甲に対して経済的負担を求めないものとする。

（救護医師の業務災害）

第９条 救護医師がその執務中あるいは通勤中に被った災害については、乙がその損害を補償するものとする。

（疑義の調整）

第１０条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第 １１条 本協定を証するため協定書を作成し、甲乙各々一通を保有するものとする。

　　 年　 　月 　　日

（甲）

　　　所 在 地　　　　京都市中京区西ノ京東栂尾町６

　　　名　　　称　　　　一般社団法人　京都府医師会

　　　代表者氏名　　　　会 長　 　松 井 　道 宣

（乙)

　　　所　在　地

　　　名　　　称

　　　代表者氏名